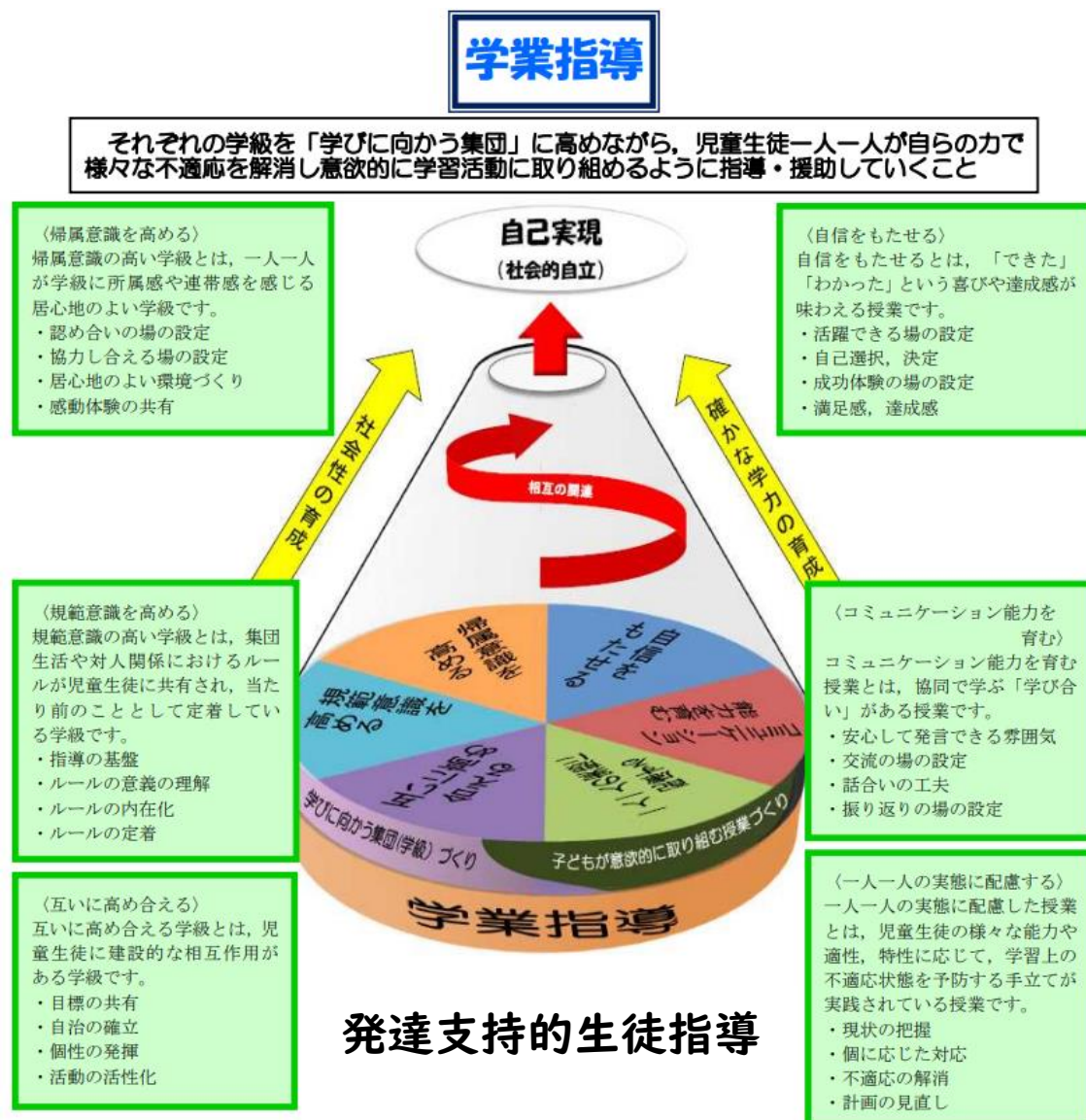


10 児童・生徒指導

児童・生徒指導とは、「社会の中で自分らしく生きることができる存在へと児童生徒が、自発的・主体的に成長や発達する過程を支える意図でなされる教職員の働きかけ」の総称である。生徒指導提要では、児童生徒が自発的・主体的に自らを発達させていくことが尊重され、その発達の課程を学校や教職員がいかに支えていくかという視点に立った「発達支持的生徒指導」の在り方を改善していくことが、生徒指導上の諸課題の未然防止や再発防止につながると謳われている。そこで、県では、自己実現（社会的自立）を図っていくための指導・援助として、「学業指導の充実」を推進している。各学校においては、児童生徒の実態に即して意図的・計画的に取組を進めていただきたい。

(1)自己指導能力の獲得に働きかける児童・生徒指導の充実について

児童・生徒指導の究極的目標は、「自己指導能力」の育成である。「自己指導能力」とは、児童生徒が、深い自己理解に基づき、「何をしたいのか」「何をすべきか」、主体的に問題や課題を発見し、自己の目標を選択、設定して、この目標の達成のため、自発的、自立的、かつ他者の主体性を尊重しながら、自らの行動を決断し、実行する力である。また、日常生活においては、自らが置かれている場と状況に応じて、どのような選択が適切であるか、自分で判断し、責任をもって実行する力だといえる。そのため、全教育活動において、自己存在感をもたせ、共感的人間関係を育み、自己決定の場を設定することが大切である。校内指導体制を確立し、一人一人の児童生徒に対して組織的な指導を展開していただきたい。



《主な確認事項》

- 前年度の学校評価や反省をもとに、児童生徒の実態に即した年間の指導計画が作成されているか。(児童・生徒指導の方針の明確化・具体化)
- 児童・生徒指導の全体計画に、学業指導の充実に向けた具体策を位置付け、「学びに向かう集団づくり」や、「子どもが意欲的に取り組む授業づくり」を学校全体で推進するよう努めているか。
- 情報モラル教育について、児童生徒の実態に応じて、最新の情報をもとに適切な指導を行っているか。また、パスワードの管理等、セキュリティに関することについても定期的に指導しているか。
- 校則（生活のきまり、生徒の心得等）が、児童生徒の発達段階や学校、地域の状況、時代の変化、児童会・生徒会や保護者会などの場における確認や議論等を踏まえて、定期的に見直し・制定されているか。

- ☐ 学校からの便りや保護者会等を通し、家庭や地域に学校の様子や取組を積極的に発信し、協力や理解を得られる体制が整えられているか。

(2) いじめをはじめとする問題行動や不登校の未然防止・早期発見・早期対応について

問題行動等の未然防止や対応については、児童生徒理解を念頭に、全校体制で取り組むことが重要である。また、特別支援教育の視点に立った、「個に応じた対応」が大切である。不登校に限らず、学校の中で課題に対応するため、まずは、教職員一人ひとりが児童生徒に対する共通理解の姿勢をもち、学校全体のチームでの指導体制（チーム学校）の充実を図っていただきたい。

〔不登校〕について

不登校児童生徒への支援は、「学校に登校する」という結果のみを目標にするのではなく、児童生徒が自らの進路を主体的に捉えて、社会的に自立することを目指す必要がある。また、不登校予防の視点から、一人一人の児童生徒に全職員が積極的に関わり、組織的な対応を図ることが大切である。児童生徒への教育相談の充実や早期対応を心掛けた家庭訪問、教育支援センターや民間の団体等との連携等のきめ細かく柔軟な対応を積極的に行っていただきたい。さらには、不登校の原因・背景が多岐にわたることを踏まえ、新たな不登校を生まないための未然防止の取組を、適切にアセスメントを行い、対応方針を決め、各学校における体制をチーム学校として整備していただきたい。

《主な確認事項》

- ☐ 学業指導の充実を図るなど、問題行動・不登校等の未然防止のための取組を全校体制で行っているか。
- ☐ 教職員がいじめに関する情報を抱え込むことなく、教職員間での情報共有を徹底しているか。
- ☐ 学校いじめ防止基本方針について、その内容を対象者に分かりやすい表現でホームページへ掲載するなど、児童生徒、保護者、地域等に公表しているか。また、学校いじめ防止基本方針について児童生徒や保護者に対して、年度当初や入学時に丁寧に説明しているか。
- ☐ 学校いじめ防止基本方針が、自校の児童生徒の実態に即した内容であるか等、定期的（年1回程度）に見直し、加除修正を図っているか。
- ☐ いじめ防止対策委員会をはじめとする児童・生徒指導に関わる会議や検討委員会等について、事後の指導・対応に生かせるよう記録を累積しているか。
- ☐ 関係機関や学校間と連携を図り、情報交換や対策の検討がなされているか。また、年度初めや年度末だけでなく、必要に応じて幼小、小中、中高等、校種を超えて情報を丁寧に共有し、児童生徒への支援や対応を行っているか。
- ☐ 児童指導主任や生徒指導主事を中心に、教育相談担当や特別支援教育コーディネーター等と協働した組織的、効果的に機能する児童・生徒指導体制づくりに努めているか。
- ☐ 不登校児童生徒の社会的自立に向けた支援を、計画的・組織的に行っているか。

(3) 日々の児童生徒理解について

児童生徒の抱える問題や課題の複雑・多様化への対応は、児童生徒の健全な育ちを保証・達成するために解決すべき喫緊の課題となっている。教職員の価値観や信念から指導の在り方を考えるのではなく、児童生徒理解に基づいて考えることが重要である。担任等が一人で抱え込むことなく、校内で組織的に対応することが望まれる。また、対応が困難なケースについては、速やかに相談機関や医療機関及び警察、市の福祉部局等との連携を図る等、担任や関係教師が問題を抱え込まないよう、学校全体がチームとして対応していただきたい。

《主な確認事項》

- ☐ 個々の児童生徒や学級集団の変容について、全教職員での見取りや、客観的な諸検査（Q-U など）から分析し、その具体策や指導方針を共有し、指導に生かしているか。
- ☐ 日頃のきめ細かい観察や児童生徒との会話等のコミュニケーションを基本に、教育相談や保護者懇談、家庭訪問等の機会を活用して児童生徒理解に努めているか。
- ☐ 個人の記録は、全教職員で記録する内容や方法等について共通理解を図り、事後に生かせる記録にしているか。

【いじめの未然防止・早期発見・解決に向けて】



法（いじめ防止対策推進法）の基本的な方向性を踏まえ、各学校は

・未然防止 ・早期発見 ・事案対処

における適切な対応を行うことが義務づけられました。

「生徒指導提要」より

いじめに対して

「対処」のみに焦点を当てるのではなく、
①未然防止 ②早期発見 ③事案対処
という順序が明確に示されました。

③事案対処

いじめ防止対策組織による

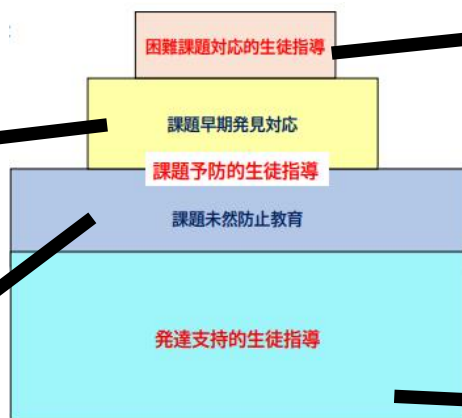
- ・被害児童生徒ケア
- ・加害児童生徒指導
- ・関係修復
- ・関係機関との連携 等

②早期発見

- ・アンケート
- ・教育相談
- ・健康観察等による気付き
- ・校内の見回り 等

①未然防止

- ・道徳や特別活動等における児童生徒主体のいじめ防止の取組
- ・情報モラル教育
- ・自殺予防教育 等



①未然防止

- ・人権教育や市民性教育を通じた働きかけ
- ・学業指導（学びに向かう集団づくり・子どもが意欲的に取り組む集団づくり）の取組 等

（図：いじめ対応の重層的支援構造）

【CHECK！】～チーム学校で取り組むために～



理解していますか？

- いじめの定義(法第2条)
- いじめの「重大事態」の定義(法第28条第1項)
- 学校いじめ防止基本方針(法第13条)等 に示された、学校におけるいじめの問題への取組等
- いじめに関する情報(いじめが疑われる情報を含む)を把握した場合、速やかに学校いじめ対策組織(法第22条)に報告



学校いじめ対策組織は機能していますか？（法第23条参照）

- いじめのアンケート結果等いじめに関する情報(いじめが疑われる情報を含む)の収集や共有の実施
- いじめの事実の有無の確認を行うための措置を講ずるとともに、その結果等について、設置者(市町教育委員会)に報告
- 調査内容、関係児童生徒に対する指導・支援の内容や体制等の決定や、関係保護者への説明・提案・助言等の組織的な実施